

受注者希望型週休2日工事实施に係るQ & A

Q1 週休2日工事を希望しなかった場合にペナルティーはあるのか。

A1 「受注者希望型」は、週休2日工事の実施を必須としているものではなく、あくで、受注者自身が希望する場合に実施するものです。従って、週休2日工事を希望しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

Q2 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

A2 原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所することとしています。ただし、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、事前に発注者と協議して振替日を設定することができます。

Q3 祝日、夏季休暇及び年末年始休暇が土・日曜日と重なった場合はどのような扱いになるのか。

A3 通常の土・日曜日と同様に扱ってください。

Q4 振替日はいつでもよいのか。

A4 振替日は、作業を行う必要が生じた土・日曜日の前後2週間以内の土・日曜日以外の曜日（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定してください。

Q5 降雨等による休工日を振替日に設定してもよいのか。

A5 降雨等により土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、作業を行う前に発注者と協議して降雨等による休工日を振替日に設定することができます。ただし、振替日は、作業を行う土・日曜日の前後2週間以内の土・日曜日以外の曜日（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定してください。

Q6 現場内における災害や事故等で土・日曜日に予定外の作業が発生した場合は、振替日を設定する必要があるのか。

A6 受注者の責によらない事由と判断できる場合は、週休2日の対象日から除きます。従って、振替日の設定は不要です。ただし、作業が発生した事由を速やかに発注者に報告してください。

Q7 夏季休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。

A7 夏季休暇及び年末年始休暇は受注者が定めるものとし、「休日等取得計画表」に計画と実績を明示してください。

Q8 週休2日の対象期間とは何か。

A8 現場着手日（準備工事を除く。）から現場完成日までの期間とします。なお、準備工事とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備（現場事務所等の設置又は測量をいう。）のことです。また、工場製作のみを実施している期間は週休2日工事の対象期間に含みません。

Q9 現場完成日とは何か。

A9 現場完成日は工事目的物の施工に係る作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日とします。なお、現場着手日及び現場完成日は「休日等取得計画表」に計画と実績を明示するものとし、必要に応じて発注者が現場確認を行います。

Q10 休日の確認はどのように行うのか。

A10 「休日等取得計画表」に前月の休日の取得実績を記入し、毎月初めに発注者に提出してもらうとともに、取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等当該現場を完全閉所したことを確認できるものに限る。）を併せて提示してもらい休日の確認を行います。

Q11 開所日とは何か。

A11 開所日とは現場作業や現場事務所での事務的作業を行う日とします。なお、現場管理上必要な作業のみを行う場合は閉所日として扱います。現場管理上必要な作業とは、巡回パトロールや保守点検及びコンクリート養生等の品質確保上最低限の作業等です。

Q12 対象期間に「休日である土・日曜日の前後に計6日の開所日を有する連続した8日間の期間を1回以上含むものとする」とはどういうものか。

A12 休日である土・日曜日の前後に計6日の開所日を有する連続した8日間の期間とは、緑枠で囲んだように、開所日が6日、かつ、完全閉所した土・日曜日2日であることを指します。緑枠のような連続した8日間が対象期間に1回以上あるような計画を立て、実施してください。

Q13 週休2日工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。

A13 現在の設定工期は、雨天、土・日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇等を見込むとともに、働き方改革の促進のために30日加えたもので設定しており、週休2日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。なお、天候の不良など受注

者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、工事請負契約書第24条の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

Q14 設計変更とは具体的には何か。

A14 週休2日の達成率が75%以上の場合、労務費等に補正係数を乗じた補正を行います。（「週休2日の補正係数について」参照）

Q15 どのような場合に設計変更の対象となるのか。

A15 対象期間において発注者が認めた振替日を含めて、週休2日の達成率に応じて設計変更の対象とします。

達成率100%以上 → 4週8休以上

達成率87.5%以上100%未満 → 4週7休以上4週8休未満

達成率75%以上87.5%未満 → 4週6休以上4週7休未満

なお、週休2日の達成率は次の計算式で算出します。

達成率(%) = 「休日実績の累計日数」 / 「土・日曜日の累計日数」 × 100

※休日実績は、休日として取得した土・日曜日の日数とする。（発注者が認めた振替日を含む。）

Q16 週休2日工事を実施したが、週休2日を確保できなかった場合にペナルティーはあるのか。

A16 週休2日を確保できなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

Q17 履行証明書はどんな場合に発行するのか。

A17 4週6休以上（達成率75%以上）の場合でしゅん功検査に合格した場合に発行します。

Q18 受注者希望型において、当初から週休2日（4週8休以上）ではなく、4週6休以上の実施を希望してもよいのか。

A18 原則、週休2日（4週8休以上）の確保を基本としており、達成に向けた取組をお願いいたします。なお、実施中にやむを得ず4週8休以上が達成できないことが判明した場合においても、実施報告時に4週6休以上の現場閉所状況が確認されれば、達成率に応じて設計変更の対象とします。